

税の減免とは税の一部または全額が免除されることです。税金の種類によって減額対象になる方は異なります。

軽自動車税の減免

障害者手帳などをお持ちの方、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う法人、身体障害者専用車両をお持ちの方で一定の要件を満たす方など。
※障がいの等級によっては減免を受けられないことがあります。

固定資産税の減免

生活保護を受けている方が所有する固定資産税、公益のため使用されている固定資産税。

減免の申請は納期限までに

軽自動車税・固定資産税の減免申請をされる場合は、納期限までに税務課へ申請してください。

納期限を過ぎると減免できなくなります。ご注意ください。

軽自動車税(種別割)の納税証明書について

車検のある軽自動車、軽自動車税(種別割)の納税証明書(継続検査用)の有効期限欄に「*」が印字されている方は、前年度以前に未納分があるため、そのままでは車検が受けられません。未納分を納めていただくようお願いいたします。

5月の納期について

- 固定資産税 1期
- 軽自動車税 1期

※口座振替を利用されている方は5月31日に振替しますので、残高の確認をお願いします。

国民年金のはなし

国民年金保険料について

- 【本 庁】 市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
- 【大隅支所】 地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923
- 【財部支所】 地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
- 【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

国民年金の保険料は物価と賃金の変動により改定されます。令和6年度の保険料は月額16,980円に決定されました。

所得が少ない・失業したなどの理由で保険料を納付することが難しい場合は「国民年金免除・猶予制度」がありますので市役所窓口や年金事務所窓口で手続きをお願いします。

日中窓口に行くことが難しい場合は、マイナポータルを利用して電子申請することもできます。

詳しくはこちらのコードから日本年金機構ホームページをご覧ください。



鹿屋年金事務所による出張年金相談

日 程	時 間	場 所	予 約 先
5月8日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅支所 別館2階大会議室	大隅支所 市民環境係 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。年金請求の相談が優先となります。